

# 横浜市アマチュア無線非常通信協力会旭区支部 選挙管理規定

## 第1条（名称）

横浜市アマチュア無線非常通信協力会旭区支部（以下「本支部」という）選挙管理規定という。

## 第2条（目的）

本規定は、本支部規約（以下「規約」という）第9条に定める役員選出（以下「選出」という）に関して規定することを目的とする。

## 第3条（選挙）

支部長は、前条の目的を達成するため、次の事項を行う。

- 1) 選挙管理委員会を規約第13条により設置する。
- 2) 会員より3名を選出する。
- 3) 上記2項の内1名を委員長に指名する。
- 4) その他、選出に必要なこと。

## 第4条（選挙管理委員の職務）

委員長は委員と共に選出に関し次の事項を行う。

- 1) 第2条に定める選出に関し、役員選挙（以下「選挙」という）を実施について会員に告知し候補者を募る。
- 2) 選挙について、役員定数を上回った場合は会員による選挙とする。
- 3) 選挙について、役員定数と同数または下回った場合は全員を当選とする。
- 4) 委員長は支部長に対して、当選者の報告を行う。
- 5) 委員長は支部総会において、選挙内容を報告する。

## 第5条（選挙）

- 1) 4条2)項の通り定数を越えた候補者があった場合、総会において会員による投票する。
- 2) 投票用紙に候補者名に定数分を限度する「○」を付けて投票する。
- 3) 定数を超える「○」を付けた投票は無効とする。
- 4) 「○」以外の印を付けた投票は無効とする。
- 5) 「○」の数が多い候補者の順に定数分の当選とする。

## 第6条（改正の手続き）

この規約の改正は、総会出席者の過半数による議決を要する。

## 第7条（施行細則）

この選挙管理規定を施行するために必要な事項は、支部役員会の議決を経て支部長が定める。

変更の時も同様とする。

## 第8条（その他）

支部長は、その他定めない事項に関し支部役員会の議決を経て支部長が定める。

## 附則

この規約は平成23年4月17日から施行する。